

参議院決算委員会(第百十九回閉会後)会議録第三号

甲B 第22号証

平成二年十一月二十日(火曜日)

午前十一時開会

委員の異動

十一月十七日

辞任

庄司 中君

三重野栄子君

補欠選任

梶原 敬義君

瀬上 貞雄君

高崎 裕子君

及川 一夫君

猪崎 年子君

吉岡 吉典君

諫山 博君

中山 太郎君

石川 要三君

吉田 勇助君

大森 政輔君

日吉 章君

島山 著君

秋山 駒君

石渡 清元君

尾辻 秀久君

岡野 裕君

木暮 山人君

清水嘉与子君

陣内 孝雄君

鈴木 省吾君

福田 宏一君

二木 秀夫君

大沢 淳君

梶原 敬義君

喜岡 淳君

出席者は左のとおり。

委員長

瀬上 貞雄君

高崎 裕子君

及川 一夫君

猪崎 年子君

吉岡 吉典君

諫山 博君

中山 太郎君

石川 要三君

吉田 勇助君

大森 政輔君

日吉 章君

島山 著君

秋山 駒君

石渡 清元君

尾辻 秀久君

岡野 裕君

木暮 山人君

清水嘉与子君

陣内 孝雄君

鈴木 省吾君

福田 宏一君

二木 秀夫君

大沢 淳君

梶原 敬義君

喜岡 淳君

出席者は左のとおり。

委員長

瀬上 貞雄君

高崎 裕子君

及川 一夫君

猪崎 年子君

吉岡 吉典君

諫山 博君

中山 太郎君

石川 要三君

吉田 勇助君

大森 政輔君

日吉 章君

島山 著君

秋山 駒君

石渡 清元君

尾辻 秀久君

岡野 裕君

木暮 山人君

清水嘉与子君

陣内 孝雄君

鈴木 省吾君

福田 宏一君

二木 秀夫君

大沢 淳君

梶原 敬義君

喜岡 淳君

出席者は左のとおり。

委員長

瀬上 貞雄君

高崎 裕子君

及川 一夫君

猪崎 年子君

吉岡 吉典君

諫山 博君

中山 太郎君

石川 要三君

吉田 勇助君

大森 政輔君

日吉 章君

島山 著君

秋山 駒君

石渡 清元君

尾辻 秀久君

岡野 裕君

木暮 山人君

清水嘉与子君

陣内 孝雄君

鈴木 省吾君

福田 宏一君

二木 秀夫君

大沢 淳君

梶原 敬義君

喜岡 淳君

出席者は左のとおり。

委員長

瀬上 貞雄君

高崎 裕子君

及川 一夫君

猪崎 年子君

吉岡 吉典君

諫山 博君

中山 太郎君

石川 要三君

吉田 勇助君

大森 政輔君

日吉 章君

島山 著君

秋山 駒君

石渡 清元君

尾辻 秀久君

岡野 裕君

木暮 山人君

清水嘉与子君

陣内 孝雄君

鈴木 省吾君

福田 宏一君

二木 秀夫君

大沢 淳君

梶原 敬義君

喜岡 淳君

出席者は左のとおり。

委員長

瀬上 貞雄君

高崎 裕子君

及川 一夫君

猪崎 年子君

吉岡 吉典君

諫山 博君

中山 太郎君

石川 要三君

吉田 勇助君

大森 政輔君

日吉 章君

島山 著君

秋山 駒君

石渡 清元君

尾辻 秀久君

岡野 裕君

木暮 山人君

清水嘉与子君

陣内 孝雄君

鈴木 省吾君

福田 宏一君

二木 秀夫君

大沢 淳君

梶原 敬義君

喜岡 淳君

出席者は左のとおり。

委員長

瀬上 貞雄君

高崎 裕子君

及川 一夫君

猪崎 年子君

吉岡 吉典君

諫山 博君

中山 太郎君

石川 要三君

吉田 勇助君

大森 政輔君

日吉 章君

島山 著君

秋山 駒君

石渡 清元君

尾辻 秀久君

岡野 裕君

木暮 山人君

清水嘉与子君

陣内 孝雄君

鈴木 省吾君

福田 宏一君

二木 秀夫君

大沢 淳君

梶原 敬義君

喜岡 淳君

出席者は左のとおり。

委員長

瀬上 貞雄君

高崎 裕子君

及川 一夫君

猪崎 年子君

吉岡 吉典君

諫山 博君

中山 太郎君

石川 要三君

吉田 勇助君

大森 政輔君

日吉 章君

島山 著君

秋山 駒君

石渡 清元君

尾辻 秀久君

岡野 裕君

木暮 山人君

清水嘉与子君

陣内 孝雄君

鈴木 省吾君

福田 宏一君

二木 秀夫君

大沢 淳君

梶原 敬義君

喜岡 淳君

出席者は左のとおり。

委員長

瀬上 貞雄君

高崎 裕子君

及川 一夫君

猪崎 年子君

吉岡 吉典君

諫山 博君

中山 太郎君

石川 要三君

吉田 勇助君

大森 政輔君

日吉 章君

島山 著君

秋山 駒君

石渡 清元君

尾辻 秀久君

岡野 裕君

木暮 山人君

清水嘉与子君

陣内 孝雄君

鈴木 省吾君

福田 宏一君

二木 秀夫君

大沢 淳君

梶原 敬義君

喜岡 淳君

出席者は左のとおり。

委員長

瀬上 貞雄君

高崎 裕子君

及川 一夫君

猪崎 年子君

吉岡 吉典君

諫山 博君

中山 太郎君

石川 要三君

吉田 勇助君

大森 政輔君

日吉 章君

島山 著君

秋山 駒君

石渡 清元君

尾辻 秀久君

岡野 裕君

木暮 山人君

清水嘉与子君

陣内 孝雄君

鈴木 省吾君

福田 宏一君

二木 秀夫君

大沢 淳君

梶原 敬義君

喜岡 淳君

出席者は左のとおり。

委員長

瀬上 貞雄君

高崎 裕子君

及川 一夫君

猪崎 年子君

吉岡 吉典君

諫山 博君

中山 太郎君

石川 要三君

吉田 勇助君

大森 政輔君

日吉 章君

島山 著君

秋山 駒君

石渡 清元君

尾辻 秀久君

岡野 裕君

木暮 山人君

清水嘉与子君

陣内 孝雄君

鈴木 省吾君

福田 宏一君

二木 秀夫君

大沢 淳君

梶原 敬義君

喜岡 淳君

出席者は左のとおり。

委員長

瀬上 貞雄君

高崎 裕子君

及川 一夫君

猪崎 年子君

吉岡 吉典君

諫山 博君

中山 太郎君

還が表現していらないという状況でございます。

今後とも中国側と協力しつつ、本件問題の円満な解決に努めたい、このように考えております。

○木庭健太郎君 具体的に中国政府とのような交渉をずっとなさっているか、教えてください。

○説明員(河村武和男) これまで我が方がこれらの方と話をいたしまして作成した名簿を中国側に手交した上で、早期に身柄を引き取るよう外交ルートを通じて事務レベルで折衝しております。中国側は、我々の作成いたしました名簿に基づきまして身元の確認作業を行つたか。

○説明員(河村武和男) 大臣レベルで申し入れま

した回数は、昨年問題が非常に大きくなりました九月に二件ございました。さらに今年に入りましたとき、七月からでござりますけれども、七月から九月まで四回大臣レベルの申し入れを行つてきました。

○木庭健太郎君 数次というのは何回のことですか。

○説明員(河村武和男) 大臣レベルで申し入れま

した回数は、昨年問題が非常に大きくなりました九月に二件ございました。さらに今年に入りましたとき、七月からでござりますけれども、七月から九月まで四回大臣レベルの申し入れを行つてきました。

○木庭健太郎君 私は、一年前にも決算委員会でこの問題を取り上げさせていただきました。そのとき大臣は、いろんな問題があるけれども、できる限り早くこの問題は解決したいというふうにおっしゃっていました。私は、日本語はよくわからないのです。收容所になつたらどうなつていて、家族は一緒に置くことはできないんです。家族ならば、おまますとそろそろ閉じ込められたままなんですよ。こんなになつたとおり、例えば運動しようにも全然運動場がないんですね。卓球台が四台ある。四台で千人どうやら運動するのかなというふうな気持ちにも正直言つてなります。

例えれば、先日の即位の禮のときに中国の吳学謙副総理との会談では、この問題を協議する時間的な余裕がございませんでした。ほかの日中問題をいろいろと話してもこういう話は出ましたか。

○国務大臣(中山太郎君) 吳学謙副総理との会談では、この問題を協議する時間的な余裕がございませんでした。ほかの日中問題をいろいろと話してもこういう話は出ましたか。

ておりましてこの問題触れませんでしたが、その前に、九月の国連総会におきまして、幾其際外相

との間に、本件につきまして正式に引き取りをお願いいたします。

ただ問題は、残つておられる方のほとんどが中國に元来住んでおられた方ではない、ペトナムから中国に移住された後にこちらに来られたというこ

とで、いわゆる原籍地の問題がございまして、引き取りに一つの大きな障害となつてしていることは事実でございます。政府としたしまして、できるだけ速やかにこの方々の本国への帰還というものが今後とも努力をいたしてまいりたい、このように考えております。

○木庭健太郎君 大臣、たしか昨年この問題が起きたとき、もちろん東京の難民収容所にも行かれましたけれども、長崎までわざわざ足を運ばれてレセプションセンターモのぞかれた。そこで生活している人たちの状況を見て、非常に大変だなということをたしかおつしやった記憶があるんで

す。

私も先日大村まで足を運んでまいりました。千四十一人がおられます。あそこの入国収容所は、実際の運物の定員が二百三十人ちょっとなんですね。プレハブでどうにか対応しているけれども、しかも収容所ということなので、レセプションセンターのときは家族で一緒にいることができたん

ですけれども、何とかいつまでにというようなめどが立たないのかどうか、それをぜひここで一言お伺いしておきたいなと思うのです。

○説明員(河村武和男) 先ほど大臣からも申しましたとおり、今、本件偽装難民については、できる限り早くこれらの人々を中国側に引き取つてしまふことをやつと聞きました。ところもございます。ですから、どういう状況になつて今この状況を理解しているのか。例えば、インド政府から追加融資の要請があつたけれども日本政府としてはこの追加融資についても断つたといふふうな状況なのか、これでもう一切今後やらないといふことなのか。それとも、今非常に事態が進行しいろんな問題が起きているので一たん中止するというふうに決められたのか、それをはつきりさせていただきたいと思

ります。日本のそういういわゆる役職を持つた人が来たら、とにかく早く帰してくれと、このことで殺到してくる。危険ですのをやめてください。そう言われて、憲越して話をしてただけで終わらましたけれども、非常にそういう意味じゃ精神的にもいら立つています。そういう意味と、その他の人道的な意味で本当にこれは大変な問題だなと思つたんです。

だから、日本というのは、どちらかというと新しい問題が起きてくるとそっちの方に目が行つてしまつて、どうしてもそういう問題が置き去りになります。

されがちだというふうに感じるんですね。そういう意味じゃ確かにいろんな難しい問題はあるにしても、強力な形で何とかこの問題、例えれば来年中にはきちんとめどつけます。もしくは今年度末ぐらいにはどうにかやりたいというようなことが、いらっしゃる方たちにもわかれれば随分違うと思つて、それが何にも見通しがつかない

というところに彼らが抱える最大の問題があるんじゃないかなと私は思うんです。

その辺は、確かに言われたよう問題あるわけですけれども、何とかいつまでにというようなめどが立たないのかどうか、それをぜひここで一言お伺いしておきたいなと思うのです。

○説明員(河村武和男) 先ほど大臣からも申しましたとおり、今、本件偽装難民については、できる限り早くこれらの人々を中国側に引き取つてしまふことをやつと聞きました。ところもございます。ですから、どういう状況になつて今この状況を理解しているのか。例えば、インド政府から追加融資の要請があつたけれども日本政府としてはこの追加融資についても断つたといふふうな状況なのか、これでもう一切今後やらないといふことなのか。それとも、今非常に事態が進行しいろんな問題が起きているので一たん中止するというふうに決められたのか、それをはつきりさせていただきたいと思

ります。このように考えております。

次はODAの問題で、非常に個別的な問題でござりますけれども、インドのナルマダ川開発問題、特に日本のODAによるナルマダ川開発問題、サロバル・ダムの融資について、SSPの問題なんですか。何点か確認させていただ

たいということを要望して、次の質問に移ります。

このダムについては、現地の反対運動が非常に激しくて、また環境と開発のあり方、ODAの調査のあり方といふように、一つの警鐘を打ち鳴らしたり、中止であつてみたり、停止であつてみたり、言葉の使い方がさまざまございまして。その意味で、外務省が中心になつた日本政府が追加融資を中止したと

いうことを聞きました、これについてはやっぱり一つの転換点だなと、そういう意味じゃ非常に評価するところでもござります。

ただ、新聞報道を見ておきましたら、中止であつてみたり、中止であつてみたり、停止であつてみたり、運動しようにも全然運動場がないんですね。卓球台が四台ある。四台で千人どうやら運動する

のかなというふうな状況になつたのかといふのがはっきりしないというところもござります。ですから、どういう状況になつて今この状況を理解しているのか。例えば、インド政府から追加融資の要請があつたけれども日本政府としてはこの追加融資についても断つたといふふうな状況なのか、これでもう一切今後やらないといふことなのか。それとも、今非常に事態が進行しいろんな問題が起きているので一たん中止するというふうに決められたのか、それをはつきりさせていただきたいと思

います。

○説明員(鳥中篤君) お答えいたしました。

本件計画に係ります住民の移転問題及び環境問題につきましては、インド政府より種々の対応策が講じられるべきことになつておりますが、ダム建設の実施をめぐりまして、先生今御指摘の通り、現地で住民による反対運動が起こつていい

ることは承知しております。

我が国といたしましても、本件計画の影響の大きさ等にかんがみまして、事実関係の把握も含めまして、今後慎重に対応することが必要であると考えております。

○木庭健太郎君 そうすると、追加融資の要請はインド政府からあつたんですか。

○説明員(島中篤君) インド側におきまして、本件追加融資に対する期待があることは承知しております。しかし現時点では、インド側からは来年度の円借款に向けての要請はまだなされておりません。

○木庭健太郎君 そうすると、外務省の認識としては、このナルマダ川の問題については、現在融資を中止している状況などは判断していないわけですか。

○説明員(島中篤君) ただいま申し上げましたとおり、今後の検討に当たりましては、本件計画の影響の大きさにかんがみまして、現地の状況その他を十分調査して慎重に対応を決めてまいる考えでございます。

○木庭健太郎君 そうすると、現状としては、インド政府からこの問題について具体的な要請もあつてない、ただ別に融資どうのこうのという話まで至っていないというふうに外務省として判断しているということですか。

○説明員(島中篤君) 今申し上げましたとおり、今融資を最終的に決めるという段階にはまだ至っておりません。

○木庭健太郎君 そうすると、これからそういう融資が起きてくるかもしれない、そういう融資の問題が起きた場合、日本政府としては事実関係をきらんと確認した上で慎重に対応をしたいということでよろしいですか。

○説明員(島中篤君) 本件実施につきましては、環境問題あるいは住民移転問題につきまして、現地の反対住民とインド政府との間の話し合いに大きな前進が見られ、解決に向けての十分合理的な見通しが得られることが重要だと考えております。

す。

○木庭健太郎君 その重要なことは、やっぱりそういうものを満たさない限り日本としては追加融資はできないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○説明員(島中篤君) その点も踏まえまして、今慎重に事実関係、現地の状況を調査しております。

○木庭健太郎君 調査しているというのは、実際に現地に外務省の方から人をやられて、今何か現地で調査されているということでしょう。

○説明員(島中篤君) 現在のところは、現地の大便館あるいはその関係のオフィス等の情報収集をしております。

○木庭健太郎君 そうすると、現地住民に今どういう反対運動、動きがあるのかというの、大使館を通じてだけは話を聞いているけれども、実際にはどのようなことが起こっているかは、外務省としては把握されていないということですか。

○説明員(島中篤君) 私が申し上げましたのは、住民運動、反対運動が大変厳しい状況になつてゐるということで、その進展といいますか、解決の方向を見定めるべく情報収集はしておりますけれども、私どもの判断では、今のところは余り大きな進展が見られないと判断しております。

○木庭健太郎君 はつきりした情報じゃないですねけれども、私が聞いていたのは、日本政府に一応二百五十億円の追加融資要請というものがインド政府からあつた。額の問題は要請主義の問題ですか

おつしやいましたので、そうすると、先ほどもちゃんとお話しになりましたけれども、もし最終的に強い要請があり、正式な要請が出たとしても、そういう問題を重視なさっているならば、もし追加融資を決定するような場合は、現地住民、特に利害関係があります現地の住民の方々ですね、こういう方たちの意見をきちんと聞いた上で判断を

します。その段階で私どもに印度側の、先ほど御説明しましたような強い期待というもの私は私どもも承知はしておりますけれども、正式な要請の形ではまだ出ておりません。

○木庭健太郎君 正式な要請として出でていないということは、先ほどの私が言つたことは違うと思います。

○説明員(島中篤君) そう御理解いただいて結構しております。

○木庭健太郎君 私の判断といたしましては、外務省としては、そういう正式な要請が出る前にこの問題については一つの結論を出されて、現在現地が非常に混乱もしておりますし、環境の問題もございまして、そういうことを外務省としては検討した上で、環境面それから住民の移住というところをある意味では非常に念頭に置いてこの問題に対応された、それはすばらしいことだなと私は思つております。

ただ、形として今のところ正式に出でていないとおつしやいましたので、そうすると、先ほどもちゃんとお話しになりましたけれども、もし最終的に強い要請があり、正式な要請が出たとしても、ただ先ほど申し上げましたように、現地でのいろいろな意見がござります。その意見の調整は第

一義的にはインド政府が行うべきものと考えております。

○説明員(島中篤君) 本件につきましては、いろいろこれまでの経緯もございまして、最終的判断をいたします前に現地にも調査団を派遣いたしましたいろいろな側面から調査、また実態を把握する必要があると思ひます。

ただ先ほど申し上げましたように、現地でのいろいろな意見がござります。その意見の調整は第

一義的にはインド政府が行うべきものと考えてお

ります。

○木庭健太郎君 私もそのとおりだと思います。第一義的にはインド政府です。ただ、最終的な形の上で日本政府として行く気はありませんかと聞いているんですけれども、このことについてはどうですか。

○説明員(島中篤君) 私、先ほど申し上げました

ようだ。現地に参りましたミッションはいろいろな側面からやはりその全体のバランスを考えながら判断をしなければいけないと私は思ひますけれども、現地の意見と申しましても、こういう問題につきましてはいろいろな意見がござります。それ

す。その段階で私どもに印度側の、先ほど御説明しましたような強い期待といつもの私は私どもも承知はしておりますけれども、正式な要請の形ではまだ出ておりません。

○木庭健太郎君 非常にそれは的確な判断だと思います。外交上の問題があるんでしょうけれども、現地の声を直接日本政府がある意味じゃぞれは第三者に委託するかもしませんけれども、調査団としてきちんと聞くという作業がこの問題では大事じゃないかなと思うんですよ。それがで

きなかつたからこそ融資を始めて結局は今のような状況を迎えていると私は思うんです。

外務省として、この問題の再開というか、もし正式に要請があつた場合には、最終決断を下す前に政府として独自に現地の人の声を聞くという調査団なり、やり方はいろいろあるでしょけれども、それをぜひやっていただきたいと思うんですけれども、このことについて御見解を伺いたいと思います。

○説明員(島中篤君) いろいろの経緯もございまして、現地にも調査団を派遣いたしましたいろいろな側面から調査、また実態を把握する必要があると思ひます。

ただ先ほど申し上げましたように、現地でのいろいろな意見がござります。その意見の調整は第

一義的にはインド政府が行うべきものと考えてお

ります。

○木庭健太郎君 私もそのとおりだと思います。第一義的にはインド政府です。ただ、最終的な形の上で日本政府として行く気はありませんかと聞いているんですけれども、このことについて

はどうですか。

○説明員(島中篤君) 私、先ほど申し上げました

ようだ。現地に参りましたミッションはいろいろな側面からやはりその全体のバランスを考えながら判断をしなければいけないと私は思ひますけれども、現地の意見と申しましても、こういう問題につきましてはいろいろな意見がござります。それ

を日本政府がみずから調整するといふのはいかがなものかと思われますので、最終的な調整は先ほど申し上げましたようにインド政府がきわどと取り仕切つて、その辺の解決のめどが立つという段階で我々としては要請を考えたい、そう思つております。

○木庭健太郎君 大臣、今こうやつてこの問題を論議したんですけれども、予算委員会でも随分このナラマダの問題が出ましたし、私はもうちょっと外務省に踏み込んで答えていただきたかった部分もあるんですけれども、この問題の最大の問題としてやっぱりODAを援助するときの事前調査はどうあるべきかという問題が非常に浮き彫りにされたと思うんです。

環境についてのガイドラインも外務省はつくれたり、いろんな努力をなさっていることも事実なんですけれども、どうしても相手国政府ということがやっぱり一番大きな問題ですから、例えばガイドラインの問題にしても、一応投げる先は相手国政府ですよね。そこに書いてもらわなくちゃいけない。ところが、なかなか現地の声が届いてこないような部分があるのも事実なんですね。これをどう読み取っていくかが本当に役に立つ援助がどうかという決め手にもなると思うんです。

これは私の意見ですけれども、大臣御自身は、このナラマダの問題を通しながら、方向性としては今非常に慎重に対応していくこうということです。手前政府です。

大臣、今これは世銀との協調融資だったと、このナラマダの問題のときいつも出でてくるのも、要するに世銀の方が融資額は大きいわけですから、そうすると、世銀が調査をきちんとしたい、日本政府としてはそれを信用するしかないじゃないですか、それに基づいてやったんだと。ところが、この前の世銀の総会ですか、あのときに世銀総会の中でも、環境の問題について事前調査で世銀に対して十分に対応し切れなかつた面があつたというようなことを私この前新聞報道で読みましたけれども、そういった意味では、事前調査をどうやればいいかというのは、世銀自身は御認識になるのか。また、このナラマダの問題を特殊な例外と見ていらっしゃるのか。それとも一つの教訓として今後ODAの運営を進めるに当たつてどういうふうにうしてこんなことになってしまったのか。どこに問題があつたと大臣御自身は御認識になるのか。

また、このナラマダの問題を特殊な例外と見ていらっしゃるのか。それとも一つの教訓として今後ODAの運営を進めるに当たつてどういうふうにうしていろいろなことがあつたのか。それをぜひお伺いしたいと思うんです。

○國務大臣(中山太郎君) 本件につきましては、世銀との協調融資ということで、本件実施に当た

りましてはフィージビリティースタディーで調査

団も出しておりまして、世銀の方もこの企画について同意をしておつたという経過がございます。しかし、実際に現地では、住民の移転等の問題を踏まえまして住民の反対運動、これが大変盛んになつてきているという段階で、日本政府としては、この国会の御審議を通して日本政府のこの問題に対する考え方を改めて明らかにさせていただいたようなことがあります。

私は就任以来、ODAというものは国民の貴重な税金を使ってやる国際協力であるという観点から、慎重に相手国へのいわゆるプロジェクトについての調査を行うことを初め、事後の評価、このようないものをきちっとやって政府が国民の信頼を得るような形でODAを実施し、相手国からも喜ばれ歓迎されるということとでなければならないという基本的な考え方を持つております。

○木庭健太郎君 もう一つは、事後評価の問題をおつしやいましたけれども、事前調査の問題なんです。

大臣、今これは世銀との協調融資だったと、このナラマダの問題のときいつも出でてくるのも、要するに世銀の方が融資額は大きいわけですから、そうすると、世銀が調査をきちんとしたい、日本政府としてはそれを信用するしかないじゃないですか、それに基づいてやったんだと。ところが、この前の世銀の総会ですか、あのときに世銀総会の中でも、環境の問題について事前調査で世銀に対して十分に対応し切れなかつた面があつたというふうなことを私この前新聞報道で読みましたけれども、そういった意味では、事前調査をどうやればいいかというのは、世銀自身も非常に反省期に

を整えるというのは、今の倍増どころではないで

すわな、物すごい人數が必要だというのもよく理解していますけれども、例えば民間のNGOの皆さんもいらっしゃる、またこういうことを研究している方々もいらっしゃる、またこういうことを研究している方々もいらっしゃる、そういう意味では、これを要継にせひODAに充実する時期に来ては何としても充実指摘した一番大きな問題だと思っております。

そういう意味では、これを要継にせひODAに充実する調査体制、これについては何としても充実してもらわなければまた同じ轍を踏むと思うのですけれども、いかがでしょうか。○国務大臣(中山太郎君) 御指摘のとおりでございまして、私は実は今年の国連総会における日本政府の代表演説で、日本が国際協力の舞台で世界のODA協力国になつてきました。しかし国会で御審議をいたぐる過程で、いろいろと問題点の御指摘を耳にすることが多くなつてきています。こういうことについて国連の場で、日本政府としては、やっぱり大きな国際社会がいわゆる被援助国の主権侵害にならないような形で評価するシステムあるいはフィージビリティースタディーをやるというようなことを今後検討していただきたいという旨の、趣旨を含めた演説を今年行つてきたところでございまして、私は、御指摘のとおり極めてこれから慎重にやらなければならない問題であると認識をいたしております。

○木庭健太郎君 外務大臣、お聞きになつたように、これもやっぱり最初に調査するときは相手国政府にお金を出すだけなんです。本当にそういう意味では、何か悔しい気をするんです。ただ、今回の再調査で私聞いておりますのは、ここがスマトラソウの住んでる地域である、しかも仏教遺跡であるということで、その点が最近になって明らかになつて、きちんと調査する必要があるというふうに聞いています。

○木庭健太郎君 セカンド、御指摘のとおりでございましたのは、それがスマトラソウの住んでる地域である、しかも仏教遺跡であるということで、その点が最近になって明らかになつて、きちんと調査する必要があるというふうに聞いています。

○参考人(菅沼充弘君) お答え申し上げいま

すが、これは一九八五年二月に借款協定を結びましたエンジニアリングサービス借款のもとでの詳細設計、これを指しておられます。

ここでは今申し上げました詳細設計のほかに、入札に係る書類の作成、それにあわせまして環境面では、本借款によりましてインドネシアのリアウ大学に委託をいたしました。生態系、住民移転等の予想される環境への影響の調査がなされております。しかし、この調査をいたしましたのはインドネシア政府ということになります。我々のいたしましたのは、この件に関しましては調査費の供与というものが我々の立場でございます。

それから、ことしの三月に我々が調査団を出しましたのは、実はこの詳細設計が終わりまして環境調査も終わつたわけですから、それをもとにしまして先方から円借款の要請が出てまいりました。それに対して円借款をつけることが妥当かどうか、そのための調査という形で、うちの職員を派遣しております。

○木庭健太郎君 外務大臣、お聞きになつたように、これもやっぱり最初に調査するときは相手国政府にお金を出すだけなんです。本当にそういう意味では、何か悔しい気をするんです。

○参考人(菅沼充弘君) お答え申し上げいま

すが、これは一九八五年二月に借款協定を結びましたエンジニアリングサービス借款のもとでの詳細設計、これを指しておられます。

○参考人(菅沼充弘君) 実は、この環境面の調査をおきました、住民の意向の調査といふものの実

際に行われております。我々が直接行いました調査というのは、実はこの調査の結果を確認するということでおこなって、スマートランクの問題もとしては調査団を派遣してその問題についての確認をしております。

は必要になつてくるのではないかなど私は思えてならないんですね。その辺、ぜひこの問題についても対応しないと、同じ問題がまた起きてしまつたら取り返しがつかないということを指摘させていただきたいと思います。

○木庭健太郎君 残されたわずかな時間で、最後に、熱帯林破壊の問題で今世界的に注目を集めています。アーチャーのサラワクの問題について何点かお伺いしたいと思います。

そんなことをおっしゃったときは、非常にある意味で感銘もいたしました。

特に I.T.O. の件に関しては、日本が外務省さんを中心になって説教したという機関でもございまし、また先ほど言ったように、サラワクの問題

○木庭健太郎君 そうすると、今度行かれた調査団も、実際には現地へ入って、いって現地の状況は見られていないわけですかね。インドネシアに行つて、政府から、そういうのがどうだったという

○説明員(島中篤翁) 本件プロジェクトに関するま
しては、今基金の方からも説明がありました。い
ろいろ調査をしておりますけれども、そういうも
の交換公文はいつ結ばれるんですか。

場で I T T O の理事会が開かれたという話を聞いております。どういう決定がなされたのか、簡単に御説明をしていただきたいです。

あうにお
れたの
思いま
ていただきたいと思います。

○参考人(鶴沼光弘君) 今も申し上げましたように、我々が供与しました資金によりまして十分な調査が行われております。我々はその調査を確認したということで、間接的には現地の意向といふものも十分に把握したというふうに考えております。直轄乗り込んで前と同じようなことを全部の村、全部の住民について一々聞いて回ったというふうにございませんけれども、その調査の内容は十分確認させていただいたというふうに考えております。

政府の話し合いで交換公文の締結という方向に向かって進展していくことになると思います。先ほどのインドのケースは、私先ほど申し上げませんでしたが、世銀が最初に融資を決めますと同時に、インド政府と、住民の移転あるいは環境問題、いろんなことにつきまして、こういうことをするようという条件がついておりました。それについてインド政府がいろいろ聞いていかなければいけないことがございましたけれども、それが思ふように進んでいないというのが現状でございま

先生御指摘の I.T.T.O の理事会は今月十六日から閉会されておりまして、二十三日まで、今週末でござりますが、討議を行うことになつております。この討議におきまして、熱帯林分野の世界的な有識者から成る I.T.T.O のサラワク調査団の報告が提出されております。この報告につきましては現在理事会で検討が始まつたばかりでございまして、いまだ結論めいたものには至つておりませんが、私どもの承知しておりますところ、基本的には各国ともこの調査団の報告を高く評価すると

サラワクの問題は、熱帯雨林全体の問題からして
も大変重要な問題でございます。私どもいたしましては、I.T.T.O.の活動を全面的に支援することによってこのサラワクの熱帯雨林の問題に対処をしたいと考えております。

先ほどお話をありましたI.T.T.O.のサラワク調査団の報告におきましても、幾つかの勧告が出されております。その勧告に基づくまた幾つかのプロジェクトが今回の理事会に出されておりますので、いずれこの理事会中にそれらについて検討がついて、可とうの旨意が出来るものと見つかります。

（不思議な事だ。なぜかと尋ねると、足跡は足跡ではなく地に付いていた。）
行かれたんでしょう、一庵。現地に足は踏み込んで、全員は聞けなくとも一部の人ぐらいは、聞いてないんですね。然る現地に足を踏み込んで、いふじよ、こういつの見出しが生じるから

それに比べまして今度のインドネシアのコタバ
ンジャンにつきましては、インドネシア側が環境
配慮の面も含めまして種々の調査をし、象の移転
につれて、どうするかいろいろ話し合って、ある

先生御指摘の I.T.O の理事会は今月十六日から閉会されておりまして、二十三日まで、今週末でござりますが、討議を行うことになつております。この討議におきまして、熱帯林分野の世界的な有識者から成る I.T.O のサラワク調査団の報告が提出されております。この報告につきましては現在理事会で検討が始まつたばかりでございまして、いまだ結論めいたものには至つておりますが、私どもの承知しておりますところ、基本的には各国ともこの調査団の報告を高く評価するという立場だらうと理解しております。

○木本健太郎君 今言われたとおり、I.T.O が初めてミッショニンを送つたところがサラワクといふところでござります。そして、報告を出されただけで、それがどうであつてもうつてこられ

サラワクの問題は、熱帯雨林全体の問題からして
も大変重要な問題でございます。私どもいたし
ましては、I.T.T.O.の活動を全面的に支援するこ
とによってこのサラワクの熱帯雨林の問題に対処
をしたいと考えております。

先ほどお話をありましたI.T.T.O.のサラワク調
査団の報告におきましても、幾つかの勧告が出さ
れています。その勧告に基づくまた幾つかのプ
ロジェクトが今回の理事会に出されておりますの
で、いすれこの理事会中にそれらについて検討が
行われ、何らかの結論が出るものと思つております。
そういう結論を踏まえまして、私どもとしても
そういうプロジェクトにどういう協力ができる
か、実際に貢献していくべきことを思つております。

○参考人(經沼充弘君) これは、現地には入っておりますけれども、現地の人たちの意向を聞いて歩いたということではございません。先方政府に内容を確認すること、それから出ておりましたその調査の結果というものを確認したというのが我々の調査の内容でございます。

○木庭健太郎君 その辺が非常に、人數がいないのかもしません、日数がないのかもしません。ただ、もちろん相手国政府の言うことを信用しないということになれば、外交問題ですからそれは大変なることになるでしょうけれども、そういった作業もこれからは交換公文を結ぶに当たって

○本庭麿太郎君　そうすると、交換公文を結ぶに当たつて、今のところある障害はなくなつてゐる。という認識を持つてはいるということでしょうか。

○説明員（島中萬君）　今のところ、直ちに交換公文という段階ではございませんけれども、比較の問題といたしまして、環境配慮あるいは移転の問題につきましてもインドネシア政府の進め方というのはかなり進んでおりますので、こういう状況を踏まえまして、今後とも両政府間で話し合いを進めて交換公文の締結の方に向かって今協議を進める段階に来ているのではないかと思っておりま

この問題に関しては、先日現地住民の方が日本にも来られまして、ブナン族の方たちでございまして、彼らが言つてることを聞いていたけれども、本当に生き方もあるんだなといふことを考えさせられるを得ない。私たちは林の中に住み、そこで光から守られ、そこから落ちてくる実をとつて、魚をとつて、そこにある水を飲みながら、そうやって暮らしている。自然の中で、国が開拓できなくなつてしまつて。どうして私たち生きる権利まで奪われるんだろうか。

いんすれども、このサラワクの問題では、外務省さんと林野庁さんは非常に熱心でございまして、熱帯林を守つていろいろ立場でさまざまな努力をなさつてゐるんですよ。ところが、実際にこのサラワクの木の問題になると、輸出される半分が日本なんですよ。日本に来てしまつ。それほどがやつてゐるかといふと、商社がやる。持つていつた木を何に使うかといふと、さまざまの用途があるんですねけれども、使う用途の一つの大きなやつが、ビルを建てるときの外のコンパネというあれに使われてしまふんですね。

そういった意味では、外務省さん、林野庁さんが一生懸命頑張つても、この輸入する側の問題、

それから建設会社が今後どうしていくか、そういう建方の問題で、そういった問題はどうしてもかかわってくる。ある意味では、今一生懸命やっている二省だけではなくが解決できない問題だとも私は思っています。ぜひ国内的にも、そういう商社になれば通産ですね、建設というような省庁の事務レベルまで巻き込んだ形で、この問題に日本を挙げて取り組んでいるんだよという事が、私は本当に、わざわざITTを日本に持ってきたわけですから、そういう意味合いにもつながってくると思うんです。それをやることが、遊びに言えば世界に対して、日本は単に輸入しているだけじゃないですよ、そういうこともきちんと保全もやりながらやっているんですよということを証明することにもなると思うんです。そういう一つの、単に今の二省だけじゃなくて、ぜひ四省あたり巻き込んだ形のものをつくりたいと思ってるんすけれども、その点についての御見解を伺って質問を終わりたいと思います。

○吉岡吉典君 今憲法の解釈変更ということは、日本を挙げて取り組んでいるんだよという事が、私は本当に、わざわざITTを日本に持ってきたわけですから、そういう意味合いにもつながってくると思うんです。それをやることが、遊びに言えば世界に対して、日本は単に輸入しているだけじゃないですよ、そういうこともきちんと保全もやりながらやっているんですよということを証明することにもなると思うんです。そういう一つの、単に今の二省だけじゃなくて、ぜひ四省あたり巻き込んだ形のものをつくりたいと思ってるんすけれども、その点についての御見解を伺って質問を終わりたいと思います。

でも非常に大きい論点になりましたけれども、この問題は既に憲法制定議院への協力は新規立法によるものとして広範な国民の反対が起きました。政府は、廃案になつたにもかかわらず多国籍軍への協力をあきらめず、自公民宣書に沿つて新たな法案づくりを進めています。我々は、新規立法にはあくまで反対であります。憲法上許される国連の正当な活動への協力は新規立法の必要はないという事が私どもの考え方であります。現行憲法上可能な協力は新規立法によるものなくやれるというのは、結局現行法規、現行憲法ではやれない協力といふところへ行かざるを得ないというのがこの問題になつた国連平和協力法案をめぐる問題です。

ところでの協力法案の問題をめぐりまして、特に臨時国会に先立ち自民党の中では盛んに憲法解釈の変更、見直しということが論議になりました。その後の国会の論議も憲法の問題が大きくなつたと見えていたが、私は今の時点では外務大臣及び防衛省長官にお伺いしておきたいと思いま

す。

○吉岡吉典君 今憲法の解釈変更といふことは考

ることは差し支えない、かように考えておりま

す。

○吉岡吉典君 今憲法の解釈変更といふことは考

えていないということでした。

○吉岡吉典君 今憲法の解釈変更といふことは考

えていない

ことは考

えてい

ます。

○吉岡吉典君 今憲法の解釈変更といふことは考

えてい

ます。

○吉岡吉典君 今憲法の解釈変更といふことは考